

平成 22 年 6 月 3 日

公立大学法人 都留文科大学  
理事長 西 室 陽 一 様

監事

鈴木 俊 光



監事

鷗川 正 樹



## 監 査 報 告 書

地方独立行政法人法第 13 条第 4 項及び第 34 条第 2 項並びに公立大学法人都留文科大学監事監査規程第 6 条第 1 項の規定に基づき、平成 22 年 6 月 1 日に公立大学法人都留文科大学の平成 21 年度における業務の執行について監査を実施したので、その結果を下記のとおり報告いたします。

### 記

#### 1. 監査方法の概要

都留文科大学において役員及び関係職員から業務の執行状況について報告を受け、提出された監査調書等により監査を実施しました。帳票その他証拠書類の原本及び現物の照合確認並びに担当者からの概況聴取・質疑応答などの方法により実施いたしました。

会計監査については、財務諸表（貸借対照表、損益計算書、利益の処分に関する書類、キャッシュフロー計算書及び行政サービスコスト計算書）、決算報告書、平成 21 年度中における各月の合計残高試算表、総勘定元帳、残高証明書などを確認するとともに、事業年度内の特徴ある取引については、関係書類・帳票等の提示をし、関係部署の担当者から説明を行うなどの手続きを実施して会計監査を行いました。

業務監査については、平成 21 年度事業報告書の内容について検討し、中期計画に掲げられている 190 項目に対応した年度計画 266 項目の達成状況等を中心に、監査を実施しました。

#### 2. 監査結果の概要

- (1) 業務の執行は、適正に行われていると認める。
- (2) 財務諸表は、法人の財政状態及び運営状況等を適正に表示しているものと認める。
- (3) 事業報告書は、法人の業務運営状況を正しく示しているものと認める。
- (4) 決算報告書は、予算の区分に従って、決算の状況を正しく示しているものと認める。



- (5) 理事長、副理事長、理事の業務執行に関しては、不正の行為又は法令若しくは定款に違反する事実は認められない。なお、理事長、副理事長と法人との間には利益相反取引は認められない。

### 3. 是正又は改善を要する事項

#### (1) 会計監査

- ①財務諸表における各個別数値の確認については、財務会計システムや個別管理システムからの出力帳票、およびファームバンキングや各担当保管管理データとの突合を容易に行うことを可能とするとともに、随時多方面からの確認を実現するため関連データ突合用チェックリストを作成整備する必要がある。
- ②工具器具備品については、年度末時点において実査を行い、現状を把握するよう努めること。
- ③科研費等外部資金を原資として購入した備品等の取り扱いの基準を整備すること。

#### (2) 業務監査

- ①個人情報保護については取扱いの適正化に努めるため、教職員研修会の開催等、より効率的に行うこと。
- ②公立大学法人への移行に伴う、法人独自の情報セキュリティ・マニュアルの整備を進めること。
- ③年度計画の達成度が十分でない項目については、継続的に取り組むこと。

### 4. その他必要と認める事項

- ①決算報告書の予算額と決算額の比較における予算額については、中期計画における予算額をもって行うこととなっているが、利益分析を行う上でも必要となることから、当該年度の最終予算額との比較資料を作成しておくことよい。
- ②地域の大学としてこれまで実施している市議会との意見交換会に加え、大学教職員が市民の意見を直接聴く機会を設けることが望ましい。
- ③学生支援策として取り組んでいる授業料免除の在り方等について更に検討をしていただきたい。

